

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
ガスクロマトグラフ分析装置一式賃借契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 川尻 良夫 広島市中区上八丁堀 6-30	平成25年4月1日	オリックス・レンテック株式会社広島支店 広島市中区中町7-4 1	一般競争入札	5,371,228	2,696,400	50.20%	—	—	—	
心神喪失者等医療観察法に基づく移送補助業務契約(単価契約)	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 川尻 良夫 広島市中区上八丁堀 6-30	平成25年4月1日	広吉自動車有限会社 山口県下松市末武中1 181	一般競争入札	1,591,770	1,111,950	69.86%	—	—	—	単価契約 参加者1者のみ
富士ゼロックス社製複写機等保守契約(単価契約)	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 川尻 良夫 広島市中区上八丁堀 6-30	平成25年4月1日	富士ゼロックス広島株式会社 広島市南区福荷町2-1 6	一般競争入札	5,152,140	5,145,798	99.88%	—	—	—	単価契約 (第1四半期及び 第2四半期分) 参加者1者のみ
国有財産に係る定期巡回業務	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 川尻 良夫 広島市中区上八丁堀 6-30	平成25年4月1日	株式会社テイケイ西日本 広島市中区東白島町19 -77	一般競争入札	2,209,636	1,173,312	53.10%	—	—	—	
リサイクルPPC用紙購入契約(単価契約)	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 川尻 良夫 広島市中区上八丁堀 6-30	平成25年4月1日	広島洋紙株式会社 広島市西区商工センター 6-1-29	一般競争入札	1,852,011	1,210,721	65.37%	—	—	—	単価契約
デジタル複合機賃借並びに複合機保守及び消耗品等の供給契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 伊奈川 秀和 広島市中区上八丁堀 6-30	平成25年10月1日	株式会社日興商会 広島支店 広島市西区庚午中4丁目 14番19号	一般競争入札	1,330,677	301,830	22.68%	—	—	—	複合機の保守 及び消耗品等の 供給については 単価契約
平成25年度下期におけるガソリン等の購入契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 伊奈川 秀和 広島市中区上八丁堀 6-30	平成25年10月1日	広川エナズ株式会社 広島市西区横川町 1-6-17	一般競争入札	1,093,862	1,089,690	99.62%	—	—	—	単価契約 参加者1者のみ

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
平成25年度国家試験監督業務一式	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 伊奈川 秀和 広島市中区上八丁堀 6-30	平成26年1月6日	株式会社 ヒューマントラスト 東京都千代田区丸の内 1丁目6番5号	一般競争入札	9,225,657	7,549,498	81.83%	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。